

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第十七号）に対する反対討論

2018年7月11日

立憲民主党・民友会

小西 洋之

立憲民主党・民友会の小西洋之です。会派を代表して、本法案に反対の立場から討論を行います。

冒頭、この度の豪雨災害の犠牲となられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

安倍総理は小野寺防衛大臣とともに、気象庁が「記録的な大雨警戒」の緊急会見を行った5日の夜、「赤坂自民亭」なる会合に振る舞い酒を片手に出席し、「和気あいあいよかった」などとコメントを残しています。その夜の午前零時までには約15万人に避難指示が、酒宴の数時間後には被災地の知事から次々と自衛隊に災害派遣要請が出されました。

また、昨日、政府与党は、我々野党の「政治休戦」の申し入れを拒絶し、内閣委員会に石井国交大臣をカジノ法案答弁のため6時間も出席をさせましたが、その間にも、広島県府中町の榎川の氾濫などの被害拡大がありました。

安倍総理は、9日の昼も静岡の県議団と会食をしていますが、人命救助、被災者救援よりも自らの総裁選挙、さらには、改憲を見据えた政治案件、しかも、賭博行為であるカジノ解禁を優先するような私利私欲の人物は、総理や国会議員以前に人間として失格であると言わざるを得ません。満身の怒りを持って弾劾するものであります。

本法案に反対する第一の理由は、本法案が、そのプロセスにおいても良識の府たる本院のあり方を否定する暴挙だからであります。

「抜本的な見直しについて、必ず結論を得る」と規定する公選法附則7条も踏まえ、選挙制度専門委員会において各会派は、計17回の真摯な議論を重ね、全会派同意のもと、本年5月7日に、「選挙制度改革についてここまで丹念に論点を整理し、議論したことはあまりないのではないか。報告書を参議院改革協議会での議論に役立て、成案が得られるよう、参議院の在り方も踏まえた議論を参議院改革協議会にお願いしたい」との委員長のとめの発言を記した報告書を改革協に提出しました。

ところが、自民党は突如、専門委員会で全く言及すらもしたことがない制度案を改革協に持ち出してきたのであります。これは、この間の積み重ねた議論を全否定するのみならず、各会派の協働による本院の営みを壊す、まさに、党利党略以外の何ものでもありません。

そして、この間、野党からのあっせん要求にも関わらず、事実上何の努力もしなかった伊達議長の責任は極めて重いものと言わざるを得ません。

選挙制度は民主主義の根幹であります。議長を輩出した第一会派が、党利党略の選挙制度を数の力で強行し、議長がそれを追認するのであれば、それは、我が国の民主主義そのものを否定する暴挙と言わざるを得ません。

反対する第二の理由は、この法案が、その中身においても、「自民党の露骨な党利党略」朝日新聞、「特定枠は裏口入学。参院の「私物化に等しい」」毎日新聞、「ご都合主義が目にあまる」東京新聞、「党利党略。身勝手な姿勢が目にあまる」読売新聞、「こんな露骨な党利党略は聞いたことがない」日経新聞等々、主要各紙の社説が揃って痛烈なる批判の論陣を張っているように、憲法に定める国会の裁量権を逸脱した暴挙であるからであります。

自民党の発議者は、「都道府県単位の地方の声を国政に届けようという強い声を受けまして、比例区の四増とともに特定枠の導入をお願いしている」と述べ、比例四増と特定枠の導入が合区四県であぶれてしまう自民党現職議員の救済を立法趣旨とすることをあからさまに答弁しています。そして、この特定枠について、「四つの合区対象県の民意反映の役割を果たす上で必要な方を特定枠に含めるということはある」、そうした「活用を想定しているところ」と繰り返し述べ、運用においても現職救済に用いる方針を臆面もなく明らかにしています。

私は、徳島出身であり、合区四県の先輩同僚議員の皆様が全国民のため、郷土の発展のため尽くされているお姿には心より敬意と感謝を表します。しかし、選挙制度は国民のためのものであり、自民党のものではありません。党利党略による選挙制度の私物化は、民主主義の否定であり、断じて許されようがないのであります。

さて、本院の選挙制度は、昭和 22 年の創設以来、都道府県選挙区と全国区の二元制により営まれてきました。しかし、本法案によって、全国区の中に特定の都道府県の地方代表を選出させることは、参議院の選挙制度の基本構造そのものを変容させることとなります。まさに、自民党案は党利党略によって参院選挙制度の根本を破壊するという意味においてのみ「抜本改革」と言い得るのであります。

さらには、特定枠による救済制度は、合区により行われた都道府県選挙区の一票の格差是正を比例区の濫用によって骨抜きにしまうものであります。これは、実質的な合区の廃止、すなわち、一票の格差がある有権者から見て、実質的に投票価値の平等を毀損し、平成 26 年最高裁判決が判示する「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」を再び生み出すものであります。

しかも、この度の定数 6 増は、沖縄復帰の際の 2 増を除いて、戦後、初めての定

数増となるものであります。

憲法の定める三権分立のもと、投票価値の平等に関する累次の大法廷判決を踏まえる限り、参議院が定数増を行うのであれば、まずは、一票の格差是正にその全てを用いなければならないものと解されます。それをあろうことか、党利党略により合区議員の救済に用い、しかも、それによって意図的に一票の格差是正を骨抜きにし、実質的な格差を拡大することは、「総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で」との政治的見解まで踏み込んで平成 26 年の合憲判決を示した最高裁の意思を裏切る暴挙と言わざるを得ません。

以上、本法案の特定枠は、歴代の最高裁判決が根拠としている二元制の枠組みを破壊し、その上で、党利党略により、実質的な一票の格差を拡大し、しかも、それを最高裁を欺いて定数増で行うという、まさに、憲法が国会に与えた選挙制度に関する裁量権を逸脱する暴挙であり、国民から条文そのものの「法令違憲」、運用における「適用違憲」の違憲訴訟が起こされるのは火を見るより明らかであります。

本法案は、立法府の威信に賭けて、また、良識の府の存立に懸けて、即刻廃案にしなければならないのであります。

また、平成 12 年の拘束方式の廃止は「参議院の政党化の弊害」とともに「政党化の進んだ衆議院に対して抑制、均衡等の参院独自の役割を十分に発揮していくため」との考えを理由としていました。しかし、この度の法案は、運用上は、一名を除いて全員を拘束名簿とすることができ、要するに、事実上、完全な拘束方式を可能とするものであります。

これは、小選挙区制度と安倍一強政治の下、平成 12 年に比べようもないほどに政党化の弊害が進んだ衆議院の現状がある中で、良識の府の参議院までもが特定の権力に各議員がその生殺与奪を握られ、ますます議会政治が窒息に陥ることが懸念されるのであります。

憲法は前文で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と規定し、「国政は、国民の厳粛な信託によるもの」、「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令を排除する」と規定しています。

しかし、本法案は、「国民の厳粛なる信託」である国政選挙を「自民党の党利党略による収奪」に貶め、「不正に選挙された国会」を生み出す、「人類普遍の原理」たる国民主権・間接民主制の理念に反する「法令」であり、それが故に、当然に、憲法 43 条並びに憲法 47 条の趣旨に反するものなのであります。

最後に、平成 29 年判決は 3.08 倍の格差を大きな不均衡状態から脱した「合憲」とした上で、「投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準と

なるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的等との関連において調和的に実現されるべきもの」、「二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、独自の機能を発揮させる選挙制度の仕組みを定めることは、それが合理的なものである限り、国会の立法裁量として是認しうる」との累次の最高裁判決を貫く基本法理を示しています。

すなわち、司法と立法のキャッチボールとも評される選挙制度の検討において、今、本院が取り組むべきは、人口急減・超高齢化、格差の進行などの地域社会の構造変化の中、全体的な知見と立場を有する都道府県選出議員とは一体何のために存在するのか、それらが全国的見地・専門的知見を有する比例区議員との協働により、二院制の下で本院が立法府としてどのような機能・役割を担う必要があるのか、そのための行政監視機能の強化に止まらない国会改革とは何なのかという根本命題について、各会派の英知を結集し、改革協にて徹底議論を行い、あるべき国会改革と選挙制度改革をセットで打ち出すことであります。それこそが、「参議院のあり方も踏まえた議論を」と明記する本年5月の専門委員会報告書のまとめの本来趣旨に適うのであります。

党利党略の違憲立法、最高裁へのビーンボールともいうべき本法案を速やかに撤回し、真の抜本改革案を全会派の熟議のもとに策定することをこの議場の敬愛する先輩同僚議員の皆様に申し上げ、反対討論とさせていただきます。

ご静聴、有り難うございました。

以上